

# 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)計画届チェックリスト

## (一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練)

〈提出期限〉

【2019.1】

<input type="checkbox"/> 提出期限を過ぎていないこと	<input type="checkbox"/> 訓練開始日から起算して1か月前までの提出である
--	--

〈提出書類〉

<input type="checkbox"/> 人材開発支援助成金(特別育成訓練コース) (一般職業訓練・育児休業中訓練・中長期的キャリア形成訓練) 計画届【様式第1-1号】	<input type="checkbox"/> 記入漏れ、押印漏れがない(同様式別紙参照) <input type="checkbox"/> 1コースあたり1年以内の実施期間である ※中長期的キャリア形成訓練は1年以内に限らない <input type="checkbox"/> 1コースあたり20時間以上の訓練時間数である ※育児休業中訓練は10時間以上 <input type="checkbox"/> (一般職業訓練の場合)通信制の職業訓練(スクーリングがあるものを除く)でない
<input type="checkbox"/> 訓練実施内容の確認するための書類 (カリキュラム等)	<input type="checkbox"/> 各科目の実施日、日ごとの開始・終了時刻、昼休憩、実施場所など、具体的実施内容が記載されている  ※開講式・オリエンテーション・閉講式は合計1時間まで含めることができる ※法令において事業主に対し実施が義務付けられている労働安全衛生法に基づく講習等は助成対象外。また、派遣元事業主による派遣労働者への教育訓練については、入職時から毎年8時間を助成対象外とする
<input type="checkbox"/> 訓練期間中の対象労働者の労働条件が確認できる書類 (雇用契約書・労働条件通知書など)  ※対象労働者が訓練計画届を提出する日までに雇用されていない者である場合に限り、訓練開始日までに提出可能	<input type="checkbox"/> 雇用契約期間内に訓練開始日が含まれている  ※有期契約労働者で、訓練期間中に労働契約の更新を行う場合は、支給申請時に更新後の雇用契約書または労働条件通知書の写しの添付が必要

以下、該当する場合のみ

<input type="checkbox"/> 中小企業事業主	<input type="checkbox"/> 中小企業事業主であることを確認できる書類 a 企業の資本の額または出資の総額により該当 → 登記事項証明書等(写) b 企業全体の常時使用する労働者の数により該当 → 事業所確認票(様式第6号)
<input type="checkbox"/> 育児休業中訓練	<input type="checkbox"/> 対象労働者の育児休業申請書等、育児休業中の受講開始が分かる書類 <input type="checkbox"/> 育児休業中訓練計画届訓練受講予定者一覧【様式第1-1号(別添様式1)】
<input type="checkbox"/> 中長期的キャリア形成訓練の受講予定者が複数で受講形態・経費負担の有無が受講予定者ごとに違う場合	<input type="checkbox"/> 中長期的キャリア形成訓練計画届訓練受講予定者一覧【様式第1-1号(別添様式2)】
<input type="checkbox"/> 対象労働者が外国籍の場合 ※	<input type="checkbox"/> 在留カード等の在留資格を証明する書類

〈OFF-JT訓練を申請事業主や申請事業主の従業員が行う場合〉

<input type="checkbox"/> OFF-JTの講師要件を確認する書類 【様式第1-1号(別添様式3)】	<input type="checkbox"/> 専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者、当該分野の職務経験に係る実務経験が10年以上の要件を満たしている <input type="checkbox"/> 担当する科目についての実務経験を詳細に記入している
<input type="checkbox"/> OFF-JT研修場所の見取り図	<input type="checkbox"/> 仕事場から隔離されていることを確認

- ・上記の他、審査段階において労働局が必要と認める書類の提出を求められることがあります。
- ・申請内容について労働局より問い合わせ、調査等させていただく際にはご協力いただくようお願いいたします。